

大磯町新庁舎整備事業

業務契約書（案）

- 1 事業・業務名 大磯町新庁舎整備事業
設計業務、建設業務、工事監理業務
- 2 事業場所 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地ほか
- 3 契約期間 令和 7 年 3 月 日 から令和 12 年 1 月 31 日まで
うち設計業務 契約開始日から令和 8 年 月 日まで
うち建設工事 令和 8 年 月 日 から令和 12 年 1 月 31 日まで
- 4 契約金額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
（うち設計業務委託料相当額金 円）
（うち建設工事請負額相当額金 円）
（うち工事監理業務委託料相当額金 円）
- 5 前金払 する 設計業務については設計業務委託料相当額における各年度出来高予定額の 10 分の 3 以内、
建設工事については工事監理業務委託料相当額分を除く各年度出来高予定額の 10 分の 4 以内
- 6 内払 する
（設計業務：一会計年度 1 回以内）
（建設業務：一会計年度 1 回以内）
（工事監理業務：一会計年度 1 回以内）
- 7 契約保証金 金 円
- 8 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 別紙 1 のとおり
- 9 解体工事に要する費用等 別紙 2 のとおり
- 10 効力の発生 この契約は大磯町議会の議決を得た場合に本契約とし、効力が生じるものとする。
- 11 用語の定義 この契約書における用語の定義は、別紙 3 のとおりとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の大磯町新庁舎整備事業業務契約約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、受注者が、単体企業、特定建設工事共同企業体又はこれらのものと設計事務所等の協力企業とのグループの場合においても（以下この場合においても「受注者」とする。）、この契約書記載の債務を共同連帯して請け負うものとする。

本契約締結の証として、本書 通を作成し、発注者及び受注者の全員が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 7 年 3 月 日

発注者 住所 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地
氏名 大磯町長 池田 東一郎 印

受注者（事業者名又は JV 名又は応募グループ名）

代表企業

住所

氏名

印

構成員

住所

氏名

印

住所

氏名

印

協力企業

住所

氏名

印

大磯町新庁舎整備事業
業務契約約款

目 次

第 1 章 総則	1
第 2 章 設計業務	4
第 3 章 建設工事	19
第 4 章 工事監理業務	40
第 5 章 契約の終了等	52

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、発注者並びに受注者が相互に協力し、大磯町新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するための必要な事項を定めることを目的とする。

(業務履行期間)

第2条 本事業の業務履行期間は次のとおりとし、受注者は、業務履行期間内に全ての業務を履行し、完了させなければならない。なお、業務の完了とは、発注者による確認、受注者による手直し又は補修等及び目的物の引渡しを含むものとする。

(1) 業務履行期間：契約締結日から令和12年1月31日まで

(業務の履行)

第3条 発注者が募集要項に併せて配布した要求水準書（以下、募集要項とあわせて「募集要項等」という。）及び受注者が本事業の応募に係り提出した書類（以下、「事業者提案」という。）、並びに受注者が募集要項等に基づき作成する基本設計図書、実施設計図書その他本事業の設計に係る一切の書類（以下、「設計図書」という。）（以下、あわせて「契約関係書類」という。）に従い、業務を履行するものとする。

2 契約関係書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、この契約書、要求水準書、募集要項、事業者提案及び設計図書の順に優先して適用されるものとする。なお、募集要項等に係る質問回答は、要求水準書、及び募集要項に優先して適用されるものとする。

3 契約関係書類に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

4 事業者提案が募集要項等に示された水準より厳格又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が募集要項等に優先するものとする。

(統括責任者)

第4条 受注者は、本契約の締結後速やかに、要求水準書等及び技術提案書等に基づき、本事業を統括する統括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。この者を変更したときも同様とする。

2 受注者は、やむを得ない理由により、前項に定める者として技術提案書に記載されたものを選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、そのものと同等の能力を有する者を統括責任者とすることができる。

3 統括責任者は、第61条に定める現場代理人、監理技術者及び施工主任技術者、第21条に定める設計管理技術者等、並びに第110条に定める監理業務管理技術者等を統括し、設計業務、監理業務及び施工業務に関し、相互調整を行うものとする。

4 統括責任者は、第61条に定める現場代理人を兼ねることができる。

(全体工程表及び建設工事請負額相当額内訳書)

第5条 受注者は、この契約締結の日から14日以内に募集要項等に基づいて全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約締結までに、募集要項等に基づき建設工事請負額相当額内訳書(科目、細目の数量、単価、金額を記載すること)を作成し、発注者に提出しなければならない。建設工事請負額相当額又は全体工程表を変更したときも同様とする。

3 建設工事請負額相当額内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

4 受注者は、第6条に規定する設計図書の承諾を得たときは、設計図書に基づいた建設工事請負額相当額内訳書及び施工の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

5 全体工程表及び建設工事請負額相当額内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(設計図書及び設計図書に基づく施工の承諾)

第6条 受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した先行して施工する部分の設計が完成したときは、その設計図書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、提出された設計図書及び設計図書に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。

4 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事について何ら責任を負担するものではなく、また受注者は何らの責任を減じられず、かつ免ぜられているものではない。

(設計業務、建設業務、工事監理業務の発注者によるモニタリング)

第7条 発注者は、自己の費用で本事業の設計業務、建設・工事監理業務の状況を確認し、受注者による本事業の設計業務、建設業務及び工事監理業務が契約関係書類(以下この章において「要求サービス水準」という。)に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、受注者に発生する費用は、受注者が負担するものとする。

(1) 定期モニタリング 発注者が、受注者から提出されるセルフモニタリング報告書を確認するほか、現地巡回、業務監視、受注者への説明要求等により業務遂行状況を把握し、セルフモニタリング報告書の記載事項の事実の検証を行う。定期モニタリングは、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引渡し時に行う。

(2) 随時モニタリング 発注者が必要と認めたときに、受注者に提出を求める随時セルフモニタリング報告書を確認するほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。

2 発注者は、前項のモニタリングの実施の際に、受注者に事前に通知することにより、本事業の業務履行状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、受注者は、発注者からのその要求に対し最大限協力するものとする。

3 発注者は、本条第1項に規定するモニタリングの結果に基づき、受注者による業務の実施状況の良否を判断し、この判断結果をセルフモニタリング報告書又は随時セルフモニタリング報告書を受領した日から起算して14日以内に受注者に通知するものとする。

- 4 発注者は、本条第1項のモニタリングの結果、受注者による業務の実施状況について、本施設の全部若しくは一部が本来有すべき機能が発揮できない状況に至ると認められる場合又は要求サービス水準に適合していないと認められる場合には、受注者に対し改善を求めることができるものとする。

第2章 設計業務

(総則)

第8条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、募集要項等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約書及び募集要項等に記載の設計業務（以下「設計業務」という。）を第10条に定める設計業務工程表に記載の業務履行期間（以下「設計業務履行期間」という。）内に完了し、設計業務に係る契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、設計業務委託料相当額を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は第21条に定める受注者の設計業務に係る管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の設計業務に係る管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。

5 受注者は、この契約書若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は第3項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、設計業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第51条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第9条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(設計業務工程表の提出)

第10条 受注者は、この契約締結後7日以内に募集要項等に基づいて設計業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の設計業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により設計業務履行期間又は募集要項等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して設計業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 設計業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分引渡しによってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の設計業務委託料相当額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、設計業務委託料相当額債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

第13条 受注者は、成果物（第44条第1項の規定により準用される第38条に規定する指定部分に係る成果物及び第44条第2項の規定により準用される第38条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第16条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、第13条から第16条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。

(著作権人格権の制限)

第14条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第15条 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第16条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第17条 受注者は、設計業務の全部を一括して、又は発注者が募集要項等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、設計業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第18条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第18条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(労働関係法規の遵守)

第19条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(監督員)

第20条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認め監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の設計業務に係る管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び募集要項等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の設計業務に係る管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(設計業務に係る管理技術者)

- 第21条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う設計業務に係る管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 設計業務に係る管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務委託料相当額の変更、設計業務委託料相当額の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計業務に係る管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(設計業務に係る管理技術者等に対する措置請求)

- 第22条 発注者は、設計業務に係る管理技術者又は受注者の使用人若しくは第17条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第23条 受注者は、募集要項等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第24条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、募集要項等に定めるところにより、設計業務の完了、募集要項等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(募集要項等、事業者提案と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第25条 受注者は、業務の内容が募集要項等、事業者提案又は発注者の指示若しくは発注者と受注者とが協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計業務履行期間若しくは設計業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第26条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項等及びこれらに係る質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等募集要項等に表示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計業務履行期間若しくは設計業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務に関する指示等の変更)

第27条 発注者は、必要があると認めるときは、募集要項等又は業務に関する指示（以下この条及び第29条において「設計業務に関する指示等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計業務に関する指示等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計業務履行期間若しくは設計業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務の中止)

- 第28条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、設計業務履行期間若しくは設計業務委託料相当額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務に係る受注者の提案)

- 第29条 受注者は、設計業務に関する指示等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計業務に関する指示等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計業務に関する指示等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項に規定により設計業務に関する指示等が変更された場合において、必要があると認められるときは、設計業務履行期間又は設計業務委託料相当額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第30条 発注者は、設計業務履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による設計業務履行期間の延長)

第31条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により設計業務履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に設計業務履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計業務履行期間を延長しなければならない。発注者は、その設計業務履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、設計業務委託料相当額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による設計業務履行期間の短縮等)

第32条 発注者は、特別の理由により設計業務履行期間を短縮する必要があるときは、設計業務履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、設計業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務履行期間の変更方法)

第33条 設計業務履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計業務履行期間の変更事由が生じた日（第31条の場合にあっては、発注者が設計業務履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が設計業務履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計業務委託料相当額の変更方法等)

第34条 設計業務委託料相当額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計業務委託料相当額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により発注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第35条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1又は第2項に規定する損害を除く。以下この条において「成果物等に係る損害」という。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（この契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 設計業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（この契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(設計業務委託料相当額の変更に代える募集要項等の変更)

第37条 発注者は、第18条、第25条から第29条まで、第31条、第32条、第35条、第40条又は第47条の規定により設計業務委託料相当額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計業務委託料相当額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の設計業務委託料相当額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第38条 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、募集要項等に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを設計業務委託料相当額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、設計業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(設計業務委託料相当額の支払い)

第39条 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、設計業務委託料相当額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計業務委託料相当額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第40条 発注者は、第38条第3項若しくは第4項又は第44条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務に係る前金払)

第41条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の設計業務履行期間を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務委託料相当額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、設計業務委託料相当額が著しく増額された場合においては、その増額後の設計業務委託料相当額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、設計業務委託料相当額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務委託料相当額の10分の4を超えるとときは、受注者は、設計業務委託料相当額

が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、設計業務委託料相当額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

〔注〕 〇の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた、契約時に適用されている率を記入する。

(保証契約の変更)

- 第42条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、設計業務委託料相当額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない設計業務履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(設計業務に係る前払金の使用等)

- 第43条 受注者は、設計業務に係る前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(設計業務に係る部分引渡し)

- 第44条 成果物について、発注者が募集要項等において設計業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の設計業務が完了したときは、第38条中「設計業務」とあるのは「指定部分に係る設計業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第39条中「設計業務委託料相当額」とあるのは「部分引渡しに係る設計業務委託料相当額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第38条中「設計業務」とあるのは「引渡部分に係る設計業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第39条中「設計業務委託料相当額」とあるのは「部分引渡しに係る設計業務委託料相当額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項において準用する第39条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る設計業務委託料相当額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する設計業務委託料相当額」及び第二号中「引渡部分に相応する設計業務委託料相当額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第38条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る設計業務委託料相当額

指定部分に相応する設計業務委託料相当額 × (1 - 前払金の額 / 設計業務委託料相当額)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る設計業務委託料相当額

引渡部分に相応する設計業務委託料相当額 × (1 - 前払金の額 / 設計業務委託料相当額)

(複数年度に係る契約の特則)

第45条 複数年度に係る契約において、各会計年度における設計業務請負額相当額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度	0円
令和7年度	134,640,000円
令和8年度	135,960,000円
令和9年度	0円
令和10年度	0円
令和11年度	0円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和6年度	0円
令和7年度	134,640,000円
令和8年度	135,960,000円
令和9年度	0円
令和10年度	0円
令和11年度	0円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(第三者による代理受領)

第46条 受注者は、発注者の承諾を得て設計業務委託料相当額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第39条（第44条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第47条 受注者は、発注者が第41条又は第44条第1項若しくは第2項において準用する第39条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、設計業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が設計業務を一時中止した場合においては、必要があると認められるときは、設計業務履行期間若しくは設計業務委託料相当額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第48条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第49条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第38条第3項又は第4項(第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年、第44条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第50条 受注者は、募集要項等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（紛争の解決）

第51条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人2名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、設計業務に係る管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第22条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手段を経た後でなければ、同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

第3章 建設工事

(総則)

第52条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、募集要項等及び設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約書及び募集要項等に記載の建設工事を第54条に定める工事工程表に記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その建設工事請負額相当額を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び契約関係書類に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約関係書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び契約関係書類における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

第53条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表)

第54条 受注者は、着工予定日の30日より前に募集要項等及び設計図書に基づいて、工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 工事工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第55条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）（以下「保証事業に関する法律」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額（建設工事請負額相当額）の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第147条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額（建設工事請負額相当額）の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額（建設工事請負額相当額）の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第56条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第64条第2項の規定による検査に合格したもの及び第89条第3項の規定による内払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や内払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の建設工事請負額相当額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、建設工事請負額相当額債権の譲渡により得た資金をこの目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

〔注〕第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第57条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第58条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第 58 条の 2 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第 1 項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第59条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第60条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 契約関係書類に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 契約関係書類に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第61条 受注者は、建設業務の着手までに、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第3項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合は監理技術者補佐、同条第5項の工事の場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者、同法第26条の2の工事の場合にはそれを行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に置き、募集要項等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人及び主任技術者等を変更したときも同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、建設工事請負額相当額の変更、建設工事請負額相当額の請求及び受領、第63条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく工事期間中における受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人及び主任技術者等は、これを兼ねることができる。
- 6 現場代理人は、統括責任者を兼ねることができる。

(履行報告)

第62条 受注者は、募集要項等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第63条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者等、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第64条 工事材料の品質については、契約関係書類に定めるところによる。契約関係書類にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第65条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第66条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは建設工事請負額相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第67条 発注者は、工事用地その他契約関係書類において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（契約関係書類に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、契約関係書類の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(募集要項等、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第68条 受注者は、工事の施工部分が募集要項等、設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは建設工事請負額相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第64条第2項又は第65条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第69条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項等に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること
- (3) 募集要項等の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等募集要項等に表示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 募集要項等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し募集要項等を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは建設工事請負額相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第70条 発注者は、必要があると認めるときは、募集要項等の変更内容を受注者に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは建設工事請負額相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第71条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは建設工事請負額相当額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第72条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第73条 受注者は、天候の不良、第53条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、建設工事請負額相当額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第74条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、建設工事請負額相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第75条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第73条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（建設工事請負額相当額の変更方法等）

第76条 建設工事請負額相当額の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、建設工事請負額相当額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第76条の2 受注者は、実施設計完了時に請負代金に対する工事費内訳書（業務着手時に提出した内訳書に記載された単価の準用を原則とした詳細工事費内訳書。以下「詳細内訳書」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者が実施設計後に作成する詳細内訳書は第77条に該当する場合を除き、本契約書に記載した建設工事請負額相当額を超えないものとする。ただし、発注者からの追加要求により計画条件又は設計内容が変更（消費税及び地方消費税の税率の改正を除く。）となり、その変更に必要な追加工事費が発注者に承認された場合、又は工事の前提条件が変わった場合はこの限りではない。

第76条の3 実施設計段階で本契約書に記載の建設工事請負額相当額を上回るおそれがある場合には、仕様変更等について発注者、受注者双方協力のうえ、建設工事請負額相当額内に収める調整を行うものとする。

- 2 前項の建設工事請負額相当額に収める調整を行うときは、受注者は要求水準を満たす範囲内で減額となる提案を行い、発注者は提案の承認のため誠実に協議を行うものとし、発注者、受注者双方が建設工事請負額相当額を上回らないように努めるものとする。
- 3 建設工事請負額相当額が変更となるおそれがある場合は、受注者は発注者に対して変更項目、変更内容、変更となる理由及び概算工事費額を速やかに書面により報告しなければならない。発注者は、その報告を変更の可否について受注者に通知するものとする。変更が認められた場合、受注者は発注者と合意した変更内容を随時、発注者に書面にて報告するものとする。
- 4 詳細内訳書には実施設計完了時までの発注者との合意内容を反映し、発注者と協議の上、変更された建設工事請負額相当額を明記した変更合意書を締結するものとする。なお、変更部分の見積明細は、変更項目毎に変更前及び変更後の見積明細を添えて変更金額の算出根拠を明らかにしなければならない。

5 発注者と受注者との合意により建設工事請負額相当額を変更する場合には、以下により建設工事請負額相当額の変更を行うものとする。

(1) 第5条の内訳書に項目がある場合には、当該内訳書の現場管理費の率、一般管理費の率を適用する。

(2) 直接工事費の変更に伴う共通仮設費の変更は認められない。

(賃金又は物価の変動に基づく建設工事請負額相当額の変更)

第77条 発注者又は受注者は、工期内で契約締結日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設工事請負額相当額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して建設工事請負額相当額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残建設工事請負額相当額（建設工事請負額相当額から当該請求時の出来形部分に相応する建設工事請負額相当額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残建設工事請負額相当額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残建設工事請負額相当額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残建設工事請負額相当額の1000分の15を超える額につき、建設工事請負額相当額の変更に応じなければならない。

3 変動前残建設工事請負額相当額及び変動後残建設工事請負額相当額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により建設工事請負額相当額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結日」とあるのは「直前の本条に基づく建設工事請負額相当額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設工事請負額相当額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、建設工事請負額相当額の変更を請求することができる。

6 予想することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設工事請負額相当額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、建設工事請負額相当額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、建設工事請負額相当額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 物価指数は、建築物物価調査会の「建設物価指数月報」を元に発注者が指定する指数を使用する。また、物価指数算出の起算日は公告日とする。

(臨機の措置)

第78条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が建設工事請負額相当額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第79条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第81条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第99条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第80条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第99条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第81条 工事目的物の引渡し前に、天災等（契約関係書類で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第99条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第64条第2項、第65条第1項若しくは第2項又は第89条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち建設工事請負額相当額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する建設工事請負額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する建設工事請負額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「建設工事請負額相当額の100分の1を超える額」とあるのは「建設工事請負額相当額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（建設工事請負額相当額の変更に代える募集要項等の変更）

第82条 発注者は、第59条、第66条、第67条から第71条、第73条、第74条、第77条から第79条まで、第81条又は第85条の規定により建設工事請負額相当額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、建設工事請負額相当額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等または設計図書を変更することができる。この場合において、募集要項等または設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の建設工事請負額相当額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第83条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、募集要項等および設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを建設工事請負額相当額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(建設工事請負額相当額の支払い)

第84条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって建設工事請負額相当額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に建設工事請負額相当額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第85条 発注者は、第83条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事に係る前金払)

第86条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建設工事請負額相当額の10分の4以内の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建設工事請負額相当額の10分の2以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、第89条の規定による内払いを受けた場合は、この限りではない。

- 4 前項の規定による請求があったときは、第2項の規定を準用する。

- 5 受注者は、第3項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者または発注者の指定する者の中間前払金に係る確認を受けなければならない。この場合において、発注者または発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに確認を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

- 6 受注者は、建設工事請負額相当額が著しく増額された場合においては、その増額後の建設工事請負額相当額の10分の3（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の5）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 7 受注者は、建設工事請負額相当額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の建設工事請負額相当額の10分の3（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の5）を超えるときは、受注者は、建設工事請負額相当額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、建設工事請負額相当額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第87条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、建設工事請負額相当額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（工事に係る前払金の使用等）

第88条 受注者は、工事に係る前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。ただし、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条による前払金の特例措置が継続する場合における前払金で当該特例措置内に支払いが行われるものについては、当該前払金の額に100分の25を乗じて得た額を限度として、本件工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本件工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる。

（工事に係る内払）

第89条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第64条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては契約関係書類で内払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する建設工事請負額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより内払を請求することができる。

- 2 受注者は、内払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、契約関係書類に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による検査があったときは、内払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から14日以内に内払金を支払わなければならない。
- 6 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の建設工事請負額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
内払金の額 $\leq$ 第1項の建設工事請負額相当額 $\times$ （9/10－前払金額/建設工事請負額相当額）

- 7 第5項の規定により内払金の支払いがあった後、再度内払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「建設工事請負額相当額」とあるのは「建設工事請負額相当額から既に内払の対象となった建設工事請負額相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第90条 工事目的物について、発注者が募集要項等または設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第83条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第84条中「建設工事請負額相当額」とあるのは「部分引渡しに係る建設工事請負額相当額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第84条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る建設工事請負額相当額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する建設工事請負額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第84条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る建設工事請負額相当額

$$= \text{指定部分に相応する建設工事請負額相当額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{建設工事請負額相当額})$$

(複数年度に係る契約の特則)

第91条 複数年度に係る契約において、各会計年度における建設工事請負額相当額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度	0円
令和7年度	0円
令和8年度	715,000,000円
令和9年度	2,502,500,000円
令和10年度	585,884,000円
令和11年度	223,196,000円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和6年度	0円
令和7年度	0円
令和8年度	643,500,000円
令和9年度	2,252,250,000円
令和10年度	527,295,600円
令和11年度	200,876,400円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(複数年度に係る契約の前金払の特則)

第92条 複数年度に係る契約の前金払については、第86条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第87条中「建設工事請負額相当額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第89条第1項の建設工事請負額相当額（以下この条及び次条において「建設工事請負額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 第1項の場合において、前会計年度末における建設工事請負額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第86条第1項の規定にかかわらず、受注者は、建設工事請負額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における建設工事請負額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第87条第3項の規定を準用する。

(複数年度に係る契約の内払の特則)

第93条 複数年度に係る契約において、前会計年度末における建設工事請負額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における建設工事請負額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について内払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の内払金の額については、第89条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

内払金の額 $\leq$ 建設工事請負額相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の内払金額） $-$ 〔建設工事請負額相当額 $-$ （前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

(第三者による代理受領)

第94条 受注者は、発注者の承諾を得て建設工事請負額相当額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第84条（第90条において準用する場合を含む。）又は第89条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第95条 受注者は、発注者が第86条、第89条又は第90条において準用される第84条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは建設工事請負額相当額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第96条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第97条 第55条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第139条又は138条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 建設工事請負額相当額債権（前払金、内払金又は部分引渡しに係る建設工事請負額相当額として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第80条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（契約不適合責任期間等）

- 第98条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第83条第4項又は第5項（第90条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第99条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を募集要項等及び設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

- 第100条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第63条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

- 第101条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第4章 工事監理業務

(総則)

第102条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、募集要項等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約書及び募集要項等に記載の工事監理業務（以下「工事監理業務」という。）を第104条に定める工事監理業務工程表に記載の工事監理業務履行期間（以下「工事監理業務履行期間」という。）内に完了し、発注者は、工事監理業務委託料相当額を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する工事監理業務を完成させるため、工事監理業務に関する指示を受注者又は第110条に定める受注者の工事監理に係る管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の工事監理に係る管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者とが協議がある場合を除き、工事監理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第137条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第103条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工事監理業務工程表の提出)

第104条 受注者は、着工予定日の30日より前に募集要項等に基づいて工事監理業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の工事監理業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により工事監理業務履行期間又は募集要項等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「着工予定日の30日より前」とあるのは「当該請求があった日から30日より前」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 工事監理業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第105条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や内払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の工事監理業務委託料相当額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、工事監理業務委託料相当額債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

〔注〕第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。

(秘密の保持)

第106条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた契約関係書類（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第107条 受注者は、工事監理業務の全部を一括して、又は募集要項等において指定した部分を第三者に委任してはならない。

- 2 受注者は、工事監理業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、工事監理業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(労働関係法規の遵守)

第108条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(監督員)

第109条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する工事監理業務を完成させるための受注者又は受注者の工事監理に係る管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書、募集要項等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 工事監理業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(工事監理に係る管理技術者等)

第110条 受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う工事監理に係る管理技術者及び委託監督員を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 工事監理に係る管理技術者は、この契約の履行に関し、工事監理業務の管理及び統轄を行うほか、工事監理業務委託料相当額の変更、工事監理業務履行期間の変更、工事監理業務委託料相当額の請求及び受領、第111条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。また、委託監督員は、募集要項等に基づき、発注者が発注した当該工事の監理を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを工事監理に係る管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 工事監理に係る管理技術者は、委託監督員を兼ねることができる。

(工事監理に係る管理技術者等に対する措置請求)

第111条 発注者は、工事監理に係る管理技術者、委託監督員又は受注者の使用人若しくは第107条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第112条 受注者は、募集要項等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第113条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、募集要項等に定めるところにより、工事監理業務の完了、募集要項等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(募集要項等と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第114条 受注者は、業務の内容が募集要項等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工事監理業務履行期間若しくは工事監理業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第115条 受注者は、工事監理業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項等及びこれらに係る質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等募集要項等に表示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工事監理業務履行期間若しくは工事監理業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理業務に関する指示等の変更)

第116条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、募集要項等又は工事監理業務に関する指示（以下この条及び第118条において「工事監理業務に関する指示等」という。）の変更内容を受注者に通知して、工事監理業務に関する指示等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工事監理業務履行期間若しくは工事監理業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理業務の中止)

第117条 発注者は、必要があると認めるときは、工事監理業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により工事監理業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工事監理業務履行期間若しくは工事監理業務委託料相当額を変更し、又は受注者が工事監理業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第118条 受注者は、工事監理業務に関する指示等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理業務に関する指示等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理業務に関する指示等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により工事監理業務に関する指示等が変更された場合において、必要があると認められるときは、工事監理業務履行期間又は工事監理業務委託料相当額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第119条 発注者は、工事監理業務履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第120条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により工事監理業務履行期間内に工事監理業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に工事監理業務履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工事監理業務履行期間を延長しなければならない。発注者は、その工事監理業務履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、工事監理業務委託料相当額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第121条 発注者は、特別の理由により工事監理業務履行期間を短縮する必要があるときは、工事監理業務履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、工事監理業務委託料相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理業務履行期間の変更方法)

第122条 工事監理業務履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工事監理業務履行期間の変更事由が生じた日（第120条の場合にあっては、発注者が工事監理業務履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工事監理業務履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事監理業務委託料相当額の変更方法等)

第123条 工事監理業務委託料相当額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工事監理業務委託料相当額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第124条 工事監理業務の完了の前に、工事監理業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（この契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第125条 工事監理業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（この契約書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(工事監理業務委託料相当額の変更に代える募集要項等の変更)

第126条 発注者は、第114条から第118条まで、第120条、第121条又は第124条の規定により工事監理業務委託料相当額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、工事監理業務委託料相当額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の工事監理業務委託料相当額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第127条 受注者は、工事監理業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより工事監理業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事監理業務の完了を確認した後、受注者が工事監理業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事監理業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事監理業務報告書の引渡しを工事監理業務委託料相当額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を工事監理業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(工事監理業務委託料相当額の支払い)

第128条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、工事監理業務委託料相当額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に工事監理業務委託料相当額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(工事監理業務委託料相当額に係る内払)

第129条 受注者は、工事監理業務の完了前に、出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより内払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中3回を超えることができない。

- 2 受注者は、内払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、内払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に内払金を支払わなければならない。
- 6 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

内払金の額

≤第1項の出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額×(9/10)

- 7 第5項の規定により内払金の支払があった後、再度内払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額」とあるのは「出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額から既に内払の対象となった出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(複数年度に係る契約の特則)

第130条 複数年度に係る契約において、各会計年度における工事監理業務委託料相当額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度	0円
令和7年度	0円
令和8年度	11,748,000円
令和9年度	41,118,000円
令和10年度	5,874,000円
令和11年度	7,260,000円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和6年度	0円
令和7年度	0円
令和8年度	10,573,200円
令和9年度	37,006,200円
令和10年度	5,286,600円
令和11年度	6,534,000円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(複数年度に係る契約の内払の特則)

第131条 複数年度に係る契約において、前会計年度末における出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について内払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払の支払いを請求することはできない。

(第三者による代理受領)

第132条 受注者は、発注者の承諾を得て工事業務委託料相当額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第127条又は第128条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(内払の不払いに対する受注者の業務中止)

第133条 受注者は、発注者が第129条又は第131条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事監理業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事監理業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工事監理業務履行期間若しくは工事監理業務委託料相当額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第134条 発注者は、業務の完了の確認が募集要項等に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第135条 発注者は、引き渡された工事監理業務報告書に関し、第127条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、工事監理業務報告書の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された工事監理業務報告書の契約不適合が募集要項等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が募集要項等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保 険)

第136条 受注者は、募集要項等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(紛争の解決)

第137条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約書に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人2名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事監理業務に係る管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第111条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手段を経た後でなければ、同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

第5章 契約の終了等

(発注者の任意解除権)

第138条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第139条、第140条、第140条の2第1項又は第140条の3第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第139条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第11条第4項、第56条第4項、または第105条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

〔※第1号は第11条第3項、第56条第3項、第105条第3項を使用しない場合は削除する。〕

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 各業務履行期間内に各業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 設計業務に係る管理技術者、又は工事監理業務に係る管理技術者を配置しなかったとき。

(5) 第61条第1項に定める主任技術者等を設置しなかったとき。

(6) 正当な理由なく、第48条第1項、第96条第1項、第134条第1項の履行の追完がなされないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第140条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第11条第1項、第56条第1項、又は第105条第1項の規定に違反して設計業務委託料相当額債権、建設工事請負額相当額債権、または工事監理業務委託料相当額債権を譲渡したとき。

(2) 第11条第4項、第56条第4項、又は第105条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

〔※第2号は第11条第3項、第56条第3項、第105条第3項を使用しない場合は削除する。〕

(3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき、この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、又はこの契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行、この契約の目的物の完成の債務の履行、またはこの契約の履行の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の成果物又は目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に建設工事請負額相当額債権を譲渡したとき。
- (10) 第142条又は第143条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（談合その他不正行為による催告によらない解除）

第140条の2 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定又はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項の規定は、第1項各号による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る催告によらない解除)

第140条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第154条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
 - (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (5) 下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 受注者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合(第5号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が共同企業体の場合においては、前項の規定又はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額(設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額の総額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第141条 第139条各号、第140条各号、第140条の2第1項各号又は第140条の3各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第139条、第140条、第140条の2又は第140条の3の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第142条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第143条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第27条の規定により設計業務に関する指示等を変更したため設計業務委託料相当額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第70条の規定により募集要項等を変更したため建設工事請負額相当額が3分の2以上減少したとき。
- (3) 第116条の規定により工事監理業務に関する指示等を変更したため工事監理業務委託料相当額が3分の2以上減少したとき。
- (4) 第28条による設計業務の中止期間が設計業務履行期間の10分の5（設計業務履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が設計業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の設計業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (5) 第71条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (6) 第117条の規定による工事監理業務の中止期間が工事監理業務履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事監理業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事監理業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第144条 第142条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(設計業務に係る解除の効果)

第145条 設計業務履行期間中に契約が解除された場合には、第8条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第44条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に設計業務を完了した部分（第44条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計業務委託料相当額（以下「既履行部分委託料相当額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(工事監理業務に係る解除の効果)

第146条 契約が解除された場合には、第102条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第129条に規定する内払に係る部分については、この限りでない。

[※現場調査業務を含まない場合には、本条4項から6項を削除する。]

(設計業務期間中の解除に伴う措置)

第147条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第41条の規定による前払金があったときは、受注者は、第139条、第140条、第140条の2、第140条の3又は第150条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第44条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引き渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第138条、第142条又は第143条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、第145条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第41条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第44条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を第145条第3項の規定により定められた既履行部分委託料相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第139条、第140条、第140条の2、第140条の3又は第150条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第138条、第142条又は第143条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第44条に規定する部分引渡しに係る部分及び第143条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第17条第2項の規定により、受注者からの業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第139条、第140条、第140条の2、第140条の3又は第150条第3項によるときは受注者が負担し、第138条、第142条又は第143条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受注者が負担する

- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第139条、第140条、第140条の2、第140条の3又は第150条第3項によるときは発注者が定め、第138条、第142条又は第143条によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 この契約が業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

〔注〕〇の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた、契約時に適用されている率を記入する。

（工事期間中の解除に伴う措置）

- 第148条 発注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合において、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び内払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する建設工事請負額相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第86条（第92条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第89条及び第93条の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する建設工事請負額相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第139条、第140条、第140条の2、第140条の3又は第150条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第138条、第142条又は第143条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第139条、第140条、第140条の2、第140条の3又は第150条第3項の規定によるときは発注者が定め、第138条、第142条又は第143条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 第139条、第140条又は第140条の3第1項の規定により発注者が契約を解除した場合において、発注者は、第1項前段の出来形部分に相応する建設工事請負額相当額から当該違約金を控除することができる。
- 10 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（工事監理業務期間中の解除に伴う措置）

- 第149条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第139条、第140条、第140条の2、第140条の3又は第150条第3項3によるときは発注者が定め、第142条、第143条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
 - 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第150条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 各業務履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物、目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第139条、第140条又は第140条の3の規定により、成果物の引渡し後又は工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額の総額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、受注者が共同企業体であるときは、構成員は連帯して発注者に支払わなければならない。

- (1) 第139条、第140条又は第140条の3の規定により成果物の引渡し前、又は工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前、又は工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は契約金額（設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額の総額）から部分引渡しを受けた部分に相応する設計業務委託料相当額及び部分引渡しを受けた部分に相応する建設工事請負額相当額並びに部分引渡しを受けた部分に相応する工事監理業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

6 第139条、第140条又は第140条の3又は本条第3項の規定により発注者が契約を解除した場合において、発注者は、第147条第2項の既履行部分委託料から当該違約金を控除することができる。

- 7 第2項の場合（第140条第9号又は第140条の3の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第55条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

〔注〕 ○の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた、契約時に適用されている率を記入する。

（受注者の損害賠償請求等）

第151条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第142条、第143条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第39条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 3 第84条第2項（第90条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 第128条第2項若しくは第129条第5項の規定による業務委託料又は内払金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

〔注〕 ○の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた、契約時に適用されている率を記入する。

（賠償の予約）

第152条 受注者は、第140条の2第1項各号いずれかに該当するときは、発注者が契約を解除する否かを問わずに、賠償金として、契約金額（設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額の総額）の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この業務が完了した後も同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、すでに解散しているときは、その構成員であった者は連帯して前項の賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第153条 受注者がこの契約に基づく賠償金、制裁金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数1日につき、賠償金等の額に年〇パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

- 2 契約金（設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額のいずれかまたは総額）が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき契約金（設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額のいずれかまたは総額）から控除して徴収する。また、契約金（設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額のいずれかまたは総額）の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき契約金（設計業務委託料相当額、建設工事請負額相当額、工事監理業務委託料相当額のいずれかまたは総額）から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

〔注〕 〇の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた、契約時に適用されている率を記入する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第154条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、業務履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、業務履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第31条、第73条、第120条の規定により、発注者に工期延長の請求をおこなうものとする。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により業務履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、業務履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第31条、第73条、第120条の規定により、発注者に業務履行期間延長の請求をおこなうものとする。

(契約外の事項)

第155条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。